

青梅市介護保険規則（抜粋）

第 6 章の 2 介護保険運営委員会

（会長および副会長）

第52条の 2 青梅市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）に
会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第52条の 3 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員および臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会の設置）

第52条の 4 会長は、条例第11条第 2 項各号に規定する事項を調査審議するため、部会を設置することができる。

（関係者の出席等）

第52条の 5 会長は、委員会の会議に必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第52条の 6 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、委員会の会議に出席した委員および臨時委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第52条の 7 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

（その他）

第52条の 8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

青梅市介護保険条例(抜粋)

第4章 介護保険運営委員会

(介護保険運営委員会)

第11条 介護保険の運営等に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として青梅市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。
- (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。
- (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者の代表 4人
- (2) 事業者の代表 4人
- (3) 学識経験者 5人以内

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、市長が委嘱する。

7 臨時委員の任期は、当該特別な事項の調査審議期間とする。